

高知くらしの護身術

419

訪問買い取り

飛び込み勧誘は禁止

(2017年2月7日掲載原稿)

「不要な衣服や靴を買い取ります」という電話を受けたことはありませんか。

最近、このような勧誘の電話がかかってきて訪問を承諾したら、実は貴金属の買い取りが目的で、売るつもりがなかった貴金属類を安く買い取られたという訪問購入に関する相談が増加しています。

訪問購入とは、業者が消費者の自宅等を訪問し、所有している物品等の買い取りをすることですが、強引な買い取りや解約・返品を受け付けられないなどのトラブルが増加したことから、2013年に法律で勧誘方法などが規制されました。

まず、業者は売り主からの依頼がない飛び込みでの勧誘は禁止されています。あらかじめ承諾を得た上で訪問しなければならず、勧誘に先立っては、消費者に事業者の氏名（名称）、訪問購入の勧誘であること、買い取る物品の種類について告げ、消費者から勧誘の同意を得なければなりません。

消費者から要請を受けて訪問した場合でも、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならず、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。

また、契約の申し込みを受けた時や契約した時は、物品の種類や購入価格、物品の引き渡しの拒絶に関すること、クーリングオフ制度等について記載された書面を渡さなければいけません。もし、契約した時に、書面が交付されなければ、物品を渡さず書面を要求するようにしましょう。

なお、訪問購入は、書面を受け取ってから8日以内ならクーリングオフができます。そして期間中は物品の引き渡しを拒むこともできます。訪問購入の勧誘を受けた時は、これらのことを理解した上で冷静に判断し、契約しましょう。